

# MS 認証移転の手引き



施行日：2016年4月1日

一般財団法人 日本建築センター  
システム審査部

目 次	頁
1. はじめに	----- 3
2. 用語の定義	----- 4
3. これから認証移転のご申請をされる被認証組織の方へ	----- 5
4. 認証移転にあたっての順守事項	----- 9

## ■ 1. はじめに

---

### 1.1 「MS 認証移転の手引き (MSR52)」の目的

この「MS 認証移転の手引き (MSR52)」(以下、「手引き」といいます。)は、一般財団法人日本建築センター システム審査部(以下、「システム審査部」といいます。)が行うマネジメントシステム認証業務に関して、認証移転に係る申請から認証までの手順を説明するものです。

この手引きの内容はシステム審査部の認証業務マニュアルの内容に沿ったものであり、システム審査部の職員はこの手引きに従って業務を進めます。

システム審査部の行う認証業務を利用して、マネジメントシステム(以下、「MS」といいます。)の認証移転をご申請いただく被認証組織の方は、本手引きに書かれた規定を順守していただく必要があります。また、システム審査部による認証後は、「MS 認証の手引き (MSR51)」を順守して頂く必要があります。

### 1.2 認証対象規格

- ① JIS Q 9001 (ISO 9001) 品質マネジメントシステム—要求事項
- ② JIS Q 14001 (ISO 14001) 環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引き

### 1.3 移転可能な認証

次の条件を満たす組織の場合、認証移転の手続きによって、システム審査部の認証登録証を交付することが出来ます。

- ① 認証登録証の発行元認証機関が、IAF (国際認定機関フォーラム)、MLA (相互承認協定) 加盟メンバーにより認定を受けていること。
- ② システム審査部が公益財団法人日本適合性認定協会(以下、「JAB」といいます。)から認定を受けた認定範囲で認証していること。
- ③ 発行元認証機関が一時停止されていないこと、一時停止のおそれのないこと。
- ④ 認証登録証が有効期間内であること。

### 1.4 守秘義務

システム審査部は、法令の規定により情報の開示が要求される場合、あるいは組織の同意を得た場合を除いて、組織から得た情報を第三者に開示しないよう守秘義務を負います。なお、法令の規定により第三者に情報を開示する場合は、開示する情報を組織に事前に通知致します。

## ■ 2. 用語の定義

---

### 2.1 被認証組織

MSが認証された組織。

### 2.2 認証

組織のMSについて、JIS Q 9001 (ISO 9001) 又は JIS Q 14001 (ISO 14001) を含む認証要求事項との適合性を評価し、認証を行う活動。

### 2.3 認証の移転

ある認定された認証機関（以下、「発行元認証機関」といいます。）によって授与された、既存の有効な認証登録証を、システム審査部が自身の認証登録証を発行する目的で認知すること。

### 2.4 その他の用語

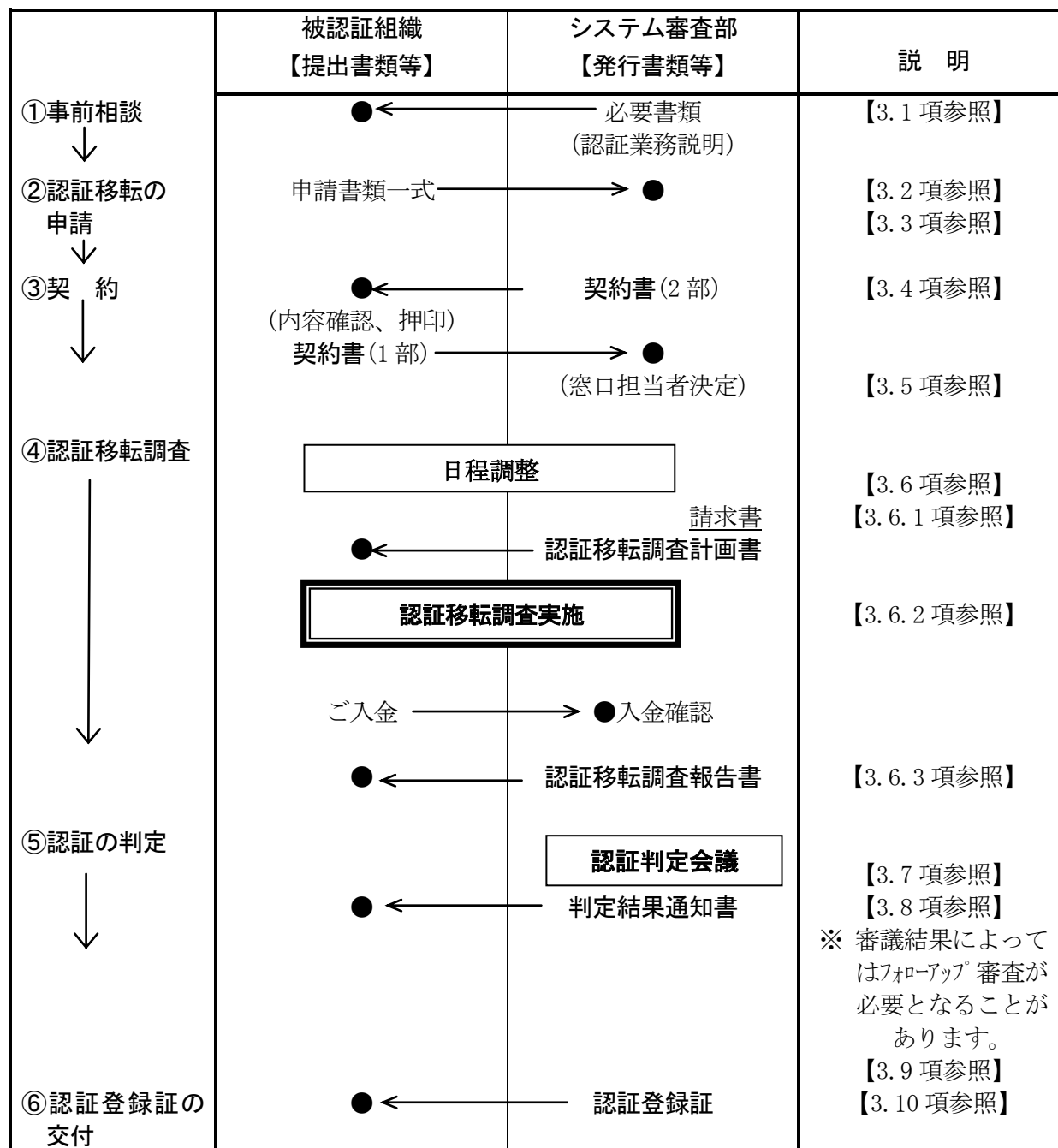
次の規定に準拠する。

- ① ISO9000 品質マネジメントシステムー基本及び用語
- ② ISO/IEC 17000 適合性評価ー用語及び一般原則

### ■3. これから認証移転のご申請をされる被認証組織の方へ

これから認証移転をご申請頂く被認証組織（以下、「被認証組織」といいます。）が、システム審査部で認証されるには、「認証移転調査」を受けて頂き、その後、システム審査部で開催されるマネジメントシステム認証判定会議（以下、「認証判定会議」といいます。）において、認証の判定を得る必要があります。

認証までの標準的な流れは以下のとおりです。



#### 3.1 事前相談

ご申請にあたっての事前相談は、システム審査部の審査課及び登録課が担当しております。両課は、認証業務の内容、手順、料金等について次の書類に基づきご説明致します。見積ご用命等につきましても対応させて頂きます。

- ① マネジメントシステム認証申請書・申請附属書 (MSR32-様式 4)

- ②マネジメントシステム認証申請者調査表（品質・環境）（MSR32-様式5）
- ③マネジメントシステム認証移転申請者調査表（品質・環境・労働安全衛生）  
（MSR32-様式6）
- ④MS 認証移転の手引き（MSR52）
- ⑤MS 認証の手引き（MSR51）
- ⑥MS 認証標準料金表（MSR53）

### 3.2 認証移転の申請

ご申請は、次の書類をご提出頂きます。申請に必要な書類は日本語でご記入をお願い致します。なお、①～③の様式につきましては、一般財団法人 日本建築センター（以下、「当財団」という。）のホームページよりダウンロードが可能です。

提出書類（1部）	QMS	EMS
①マネジメントシステム認証申請書・申請付属書（MSR32-様式4）	○	○
②マネジメントシステム認証申請者調査表（品質・環境）（MSR32-様式5）	○	○
③マネジメントシステム認証移転申請者調査表（品質・環境・労働安全衛生） （MSR32-様式6）	○	○
④組織図（会社全体の組織図に認証対象範囲と要員の兼務状況がわかるもの）	○	○
⑤会社案内（パンフレット）	○	○
⑥各規格要求事項を所管する部門部署が分かる一覧表	○	
⑦事業所の配置図		○
⑧環境関連法及び業界指針、協定等に関する資料		○
⑨著しい環境側面のリスト		○
⑩最後に実施された初回審査又は再認証審査の報告書とその後の全てのサーベイランス報告書	○	○
⑪認証登録証の写し	○	○
⑫品質マニュアル	○	
⑬環境マネジメントシステムマニュアル		○
⑭申請者中央事務所までの案内図（最寄り駅から事務所まで）	○	○

### 3.3 申請内容の確認

システム審査部は、ご提出頂きました申請書類の内容を確認し、申請受理が可能かどうかについて検討致します。検討結果につきましては事務局よりご連絡致します。なお、他の認証機関の事業の中止にともなう認証移転の申請の場合は、初回認証と同等の手続きと致します。

### 3.4 契約

当財団と契約を締結して頂きます。システム審査部から「認証業務契約書」を2通送付致します。契約の内容をご確認のうえ割印を押印し、1部をシステム審査部に返送してください。

### 3.5 窓口担当者の決定

システム審査部は、円滑に認証業務を進めるため、窓口担当者を決めさせていただきます。

### 3.6 認証移転調査

#### 3.6.1 認証移転調査計画の立案

- (1) 認証移転調査の実施日をご相談の上、決定させていただきます。

- (2) システム審査部は、原則として認証移転調査の 10 営業日前までに、調査スケジュール等を記載した認証移転調査計画書を策定し、請求書と一緒にご送付致します。

### 3.6.2 認証移転調査の実施手順

調査チームが認証移転前の被認証組織の中央事務所を訪問して実施致します。（調査は発行元認証機関による審査で発見された不適合に対し、是正処置が完了していることを事前に確認した後に行います。）

#### (1) オープニングミーティングの開催

調査チームと経営層を含む被認証組織とのミーティングを開催し、調査チームの紹介、調査の目的・範囲、調査スケジュール等を調査に先だって確認致します。

#### (2) 認証移転調査の実施

調査は以下の項目について行います。

- ① システム審査部が J A B から認定を受けた認定範囲に認証していること
- ② 移転を希望する理由
- ③ 認証登録証の確認（本物か否か、有効期間、認証範囲など）
- ④ 初回審査又は直近の再認証審査に係る報告書の内容
- ⑤ その後に実施されたサーベイランス（全部の）報告書の内容
- ⑥ 未完結（発行元認証機関が是正処置の結果を確認していない）の不適合がないかの確認（ある場合は、是正処置の結果とその確認を行う）
- ⑦ 法的要求事項の順守状況（特に、法定制定機関等との係争の有無）
- ⑧ 被認証組織が（直近の審査以降）受け取った苦情及びその処置
- ⑨ 認証サイクルにおける現在の段階

#### (3) クロージングミーティングの実施

認証移転調査を終了した後、調査チームは調査結果を被認証組織に報告するためクロージングミーティングを開催します。

### 3.6.3 認証移転調査報告書の作成及び発行

認証移転調査の結果は、認証移転調査報告書にまとめて発行し、被認証組織へご送付致します。なお、認証移転調査報告書の所有権は、システム審査部に帰属します。

### 3.7 認証移転の判定

- (1) 認証の判定は、認証移転調査報告書の内容に基づき、認証判定会議で行います。
- (2) 認証判定会議では、①または②のいずれかの判定を行います。

#### ①認証

認証移転調査の結果、MS 及びその活動結果に、適用規格要求事項に対する不適合がない場合並びに適用規格要求事項に対する不適合については是正処置が完結している場合。

#### ②不認証

認証移転調査の結果、認証移転による認証が不可能と判断される場合。

### 3.8 判定結果の通知

- (1) 判定結果は、認証判定結果通知書（以下、「判定結果通知書」といいます。）により被認証組織にお知らせ致します。

### 3.9 再調査

認証判定会議の審議の結果、改めて調査が必要であると判断された場合、再調査を実施します。

### 3.10 認証登録証の交付

- (1) 認証が認められた場合、システム審査部は、判定結果通知書の送付後原則として 10 営業日

以内に認証登録証を交付致します。

- (2) 認証日は、原則として認証判定会議の翌月 1 日付け（翌月が 4 月の場合は、3 月 31 日付け）とし、有効期限は、認証日から既設の有効期限までとします。認証登録証には、認証の有効期間を明記致します。

### 3.11 認証移転後の審査の実施時期

- (1) 認証移転後は、再認証審査以外の年は、少なくとも暦年に 1 回サーベイランスを実施し、再認証審査の年は、有効期限内に実施致します。
- (2) 認証移転後初めての再認証審査の認証日の月とその前 2 ヶ月の計 3 ヶ月間を、原則、その後のサーベイランス及び再認証審査の実施時期とします。

その他、認証の移転の詳細については、システム審査部にお問い合わせ下さい。



#### ■ 4. 認証移転にあたっての順守事項

認証移転調査を受けられる被認証組織は、次のMS認証に係る要求事項を順守して頂くことが必要です。これらの要求事項への適合の責任は、被認証組織が持つことになります。

**(1) 認証のプログラムに関わる規格、規程への適合をお願い致します。**

認証のプログラムに関わる次の規格、規程に常に適合するようお願い致します。

- ①JIS Q 9001 (ISO 9001) 又は JIS Q 14001 (ISO 14001)
- ②MS認証の手引き (MSR51)
- ③MS認証移転の手引き (MSR52)
- ④MS認証標準料金表 (MSR53)

**(2) 認証移転調査の実施に必要な準備をお願い致します。**

認証移転調査の実施に必要な準備をすべて行うようお願い致します。この準備には、システム審査部が行う認証移転調査及び苦情の解決のために必要な、文書の調査並びにすべての場所への立ち入り、記録（内部監査報告を含む）の閲覧及び組織側との面接のための用意を含みます。

**(3) 認証移転調査へのご協力をお願い致します。**

システム審査部が認証移転調査を行うことを許容し、かつ、ご協力頂きますようお願い致します。認証移転調査の際には審査事項について熟知し、認証移転調査実施に協力できる方に参加して頂きますようお願い致します。また、システム審査部に対し、審査に関する責任者の方をお知らせください。

**(4) 行政処分を受けた場合は、ご連絡頂きますようお願い致します。**

行政処分を受けた場合は、システム審査部にご連絡頂きますようお願い致します。

**(5) システム審査部から以下の事由 (a)～c) に対応する要求（例えば、報告、短期予告審査の実施、是正処置の要求）があった場合は、その要求に応じて頂きますようお願い致します。**

- a) 申請者、被認証組織、第三者からの連絡あるいは報道から「法令・規制要求事項」への不適合が判明した場合
- b) 審査中に「法令・規制要求事項」への不適合が発見された場合
- c) 第三者から、システム審査部またはJ A Bに対して、申請者または被認証組織に関する苦情等があった場合

※JIS Q 9001 5.1. a)及び7.2.1 c)等の「法令・規制要求事項」は品質にかかわるものだけではありません。JIS Q 14001 4.3.2 の「法的及びその他の要求事項」も同様であります。

**(6) システム審査部が、J A Bの組織審査立会を受ける場合等、ご協力をお願い致します。**

システム審査部がJ A Bによる組織審査立会を受ける場合等において、J A Bからの要請により被認証組織の認証に係る情報をJ A Bに提示することがあります。また、J A Bから認証に係る情報を提示するよう要請があった場合は応じて頂きますようお願い致します。なお、J A Bとは守秘義務に係る契約を交わしております。

**(7) 調査チームメンバーとの会食等は禁止させていただきます。**

認証移転調査中及びその前後において調査チームメンバーとの会食や調査チームメンバーへのお土産等のご遠慮下さいますようお願い致します。

**(8) 個人情報の管理についてご協力をお願い致します。**

システム審査部より提示致します調査チームメンバー等の個人情報については、社外秘として管理頂きますようお願い致します。

## 改訂履歴表

文書名： MS認証移転の手引き

文書番号： MSR52

版	改訂内容	改訂年月日	施行年月日	承認
01	QMS認証業務とEMS認証業務の規程統合化により、本規程を制定する。		2010.12.01	平木
02	【1/9、3/9、6/9頁】一般財団法人への移行に係る変更。	2011.03.25	2011.04.01	平木
03	【6/9頁】3.2文中の不足な文言を加え、「申請に必要な書類は日本語でご記入をお願い致します。」とした。 【7/9頁】3.10(2)「認証日は、原則として認証判定会議の翌日」を「翌月1日付け（翌月が4月の場合は、3月31日付け）」とした。 【8/9頁】3.10(3)に②として「認証日及び有効期限」を追記した。 【9/9頁】(3)の「審査」を「調査」に訂正した。	2013.3.1	2013.3.1	平木
04	【5/9頁】請求書の「発行時期」を修正した。 【6/9頁】3.1及び3.2の③の様式の名称を変更。 【7/9頁】3.6.1(2)「2週間前」を「10営業日前」と請求書の「発行時期」を修正した。 【8/9頁】3.10(1)「2週間」を「10営業日」と3.10⑥の“多数サイト”を“複数サイト”に変更。	2015.3.31	2015.4.3	平木
05	【6/9頁】3.3 他の認証機関の事業中止に伴う手順を追加。 【8/9頁】3.10(1)認証登録証の交付 3.11 認証移転後の審査時期について変更	2016.3.25	2016.4.1	平木
	以 下 余 白			